2　法第二十六条第一項の規定による記録を終了したときは、直ちに、当該記録をした記録媒体の外面に、当該記録を終了した年月日時分及びそれが同項の規定により記録をした記録媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

3　［略］

（傍受記録用の複製の作成）

第十九条　法第二十五条第三項の規定による複製の作成は、傍受の実施の場所（指定期間以外の期間における傍受の実施の場所が定められているときは、その場所）において立会人の立会いを得て行わなければならない。

（傍受記録作成用媒体への署名等）

第二十条　法第二十四条第一項後段若しくは第二十六条第二項の規定による記録又は法第二十五条第三項の規定による複製の作成が終了したときは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

（傍受の実施の状況を記載した書面等の提出）

第二十一条　法第二十七条第一項又は第二十八条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

2　法第二十七条第二項又は第二十八条第二項に規定する書面の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

3　第一項の書面を裁判官に提出するときは、第十二条第三項又は第四項（同条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の意見書を添えて行わなければならない。

4　傍受の実施又は再生の実施の間に外国語等傍受又は外国語等再生（法第二十三条第四項の規定によりその例によることとされる法第二十一条第四項の規定による再生を含む。）をした場合において、当該傍受の実施又は再生の実施に関し第一項又は第二項の書面を裁判官に提出した後に当該外国語等傍受又は外国語等再生をした通信が他犯罪通信に該当すると認められるに至ったときにおける当該他犯罪通信に該当すると認められる通信についての法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定により提出しなければならない書面の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（傍受調書）

第二十二条　傍受の実施をしたときは、その状況（再生の実施をしたときは、傍受の実施及び再生の実施の状況）を明らかにした傍受調書を作成しなければならない。

（傍受記録の作成）

第二十三条　傍受記録の作成は、傍受記録作成用媒体に記録されている通信のうち、法第二十九条第三項各号又は第四項各号に掲げる通信の記録を当該傍受記録作成用媒体に残し、それ以外の通信の記録を消去することにより、行うものとする。

［2・3　略］

4　法第二十七条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項若しくは第二項の規定により書面を裁判官に提出した後において、傍受記録から記録を消去したときは、速やかに、通信記録消去通知書（別記様式第五号）により、当該裁判官に通知しなければならない。

（通信記録物等の作成等）

第二十四条　［略］

2　記録媒体に対する法第二十四条第一項後段又は第二十六条第二項の規定による記録、法第二十五条第三項の規定による複製の作成、傍受記録の作成その他通信記録物等の作成が終了したときは、速やかに、記録媒体作成調書、複製等作成調書、傍受記録作成調書その他通信記録物［項を加える。］

2　［同上］

（傍受記録用の複製の作成）

第十六条　法第二十条第二項の規定による複製の作成は、傍受の実施の場所において立会人の立会いを得て行わなければならない。

（傍受記録作成用媒体への署名等）

第十七条　法第十九条第一項後段の規定による記録又は法第二十条第二項の規定による複製の作成が終了したときは、直ちに、傍受記録作成用媒体の外面に、当該記録又は作成が終了した年月日時分及びそれが傍受記録作成用媒体である旨を記載して署名押印しなければならない。

（傍受の実施の状況を記載した書面の提出）

第十八条　法第二十一条第一項に規定する書面の様式は、別記様式第二号のとおりとする。

［項を加える。］

2　前項の書面を裁判官に提出するときは、第十条第三項又は第四項の意見書を添えて行わなければならない。

3　外国語等傍受をした通信について、当該外国語等傍受に係る傍受の実施の状況を記載した書面を裁判官に提出した後において、当該通信が他犯罪通信に該当すると認めるに至ったときは、遅滞なく、法第二十一条第一項第五号及び第六号に掲げる事項を記載した他犯罪通信該当書（別記様式第三号）を裁判官に提出しなければならない。

（傍受調書）

第十九条　傍受の実施をしたときは、その状況を明らかにした傍受調書を作成しなければならない。

（傍受記録の作成）

第二十条　傍受記録の作成は、傍受記録作成用媒体に記録されている通信のうち、法第二十二条第二項各号に掲げる通信の記録を当該傍受記録作成用媒体に残し、それ以外の通信の記録を消去することにより、行うものとする。

［2・3　同上］

4　法第二十一条第一項の規定により書面を裁判官に提出した後において、傍受記録から記録を消去したときは、速やかに、通信記録消去通知書（別記様式第四号）により、当該裁判官に通知しなければならない。

（通信記録物等の作成等）

第二十一条　［同上］

2　記録媒体に対する法第十九条第一項後段の規定による記録、法第二十条第二項の規定による複製の作成、傍受記録の作成その他通信記録物等の作成が終了したときは、速やかに、記録媒体作成調書、複製等作成調書、傍受記録作成調書その他通信記録物等の作成の状況を明らかに